

令和8年度 第1回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和8年4月14日(火) 午後4時00分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3階会議室			
出席委員 (13人)	1番 安谷 潔美	2番 石賀 英男	3番 村上 隆	4番 幅田 高広
	5番 丸山 環	6番 小前 茂雄	7番 久米 繁好	8番 中本 敏彦
	9番 足立 紀美世	10番 前田 正秀	11番 伊藤 英之	12番 潮 智博
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (11人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野 英作	
欠席推進委員 (1人)	山本 智彦			
事務局	事務局長 佐藤 陽一、局長補佐 岩本 隆宏、専門員 毎田 陽子(前任)			
提案議案	議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 3号 非農地証明申請について 議案第 4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第 5号 所有者等を確認することができない農地の公示について 議案第 6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、令和8年度第1回の琴浦町農業委員会総会を開会いたします。</p>
全員	<p>まず最初に、農業委員会顕彰の唱和をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>(農業委員会憲章の唱和)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>続きまして、農業委員会総会成立宣言を事務局をお願いいたします。ただいまの出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和8年度第1回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。</p>
議長	<p>事務局に欠席する旨の連絡があった委員はございません。また、総会に遅参する旨の連絡があった委員はございません。なお、推進委員の欠席は山本委員です。</p>
事務局	<p>続きまして、議事録署名委員の指名でございますが、私のほうで指名させていただきます。</p>
事務局	<p>5番の丸山委員、6番の小前委員をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書1ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号1番、農地の所在は大字別宮■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 234㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は1, 254㎡です。譲渡し人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で、親戚の間柄です。農地の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本件農地は、譲渡人が相続により取得しましたが、県外に居住しており管理ができないため、親戚の譲受人に贈与の話申し入れました。このたび双方の合意で、水稻耕作目的での贈与の話合いがまとまったため申請をされたものです。取得後は水稻を耕作されます。</p> <p>申請番号2番、農地の所在は大字宮木■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は56㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本件農地は、譲渡人の母親が耕作していましたが、母親が死亡し、譲渡人も県外に居住しており管理ができないため、農地の処分を考えておられました。譲受人は申請地の隣接地で耕作を行っており、このたび双方の合意で、家庭菜園目的での贈与の話合いがまとまったため申請をされたものです。取得後は自家用野菜を耕作されます。</p> <p>申請番号3番、農地の所在は大字逢束■■■■■■■■■■、登記簿地目、現</p>

	<p>況地目ともに田、面積は1, 130㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で、親戚の間柄です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本件農地は譲渡人が町外に居住しており管理できないため、農地の処分を考えておられました。譲受人は申請地の隣接地で耕作を行っており、このたび双方の合意で、水稻耕作目的での贈与の話合いがまとまったため申請をされたものです。取得後は水稻を耕作されます。</p> <p>申請番号4番、農地の所在は大字竹内[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 365㎡。申請地は外に2筆あり、3筆の合計面積は2, 451㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本件農地は譲渡人の母親が耕作していましたが、母親が死亡し、譲渡人も県外に居住しており管理ができないため、農地の処分を考えておられました。譲受人は申請地の隣接地で耕作を行っており、このたび双方の合意で、水稻耕作目的での贈与の話合いがまとまったため申請をされたものです。取得後は水稻を耕作されます。</p> <p>以上4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>皆さんの方で何か質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等がないようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>お手元の議案書は3ページ、説明図は4ページから9ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。</p> <p>申請番号1番、農地の所在は大字赤碕[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は967㎡のうち396.69㎡です。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、親と子の間柄です。権利の区分は使用貸借権の設定、転用事由は一般住宅の建築のためです。</p> <p>農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地</p>

は農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。

転用事由の詳細です。転用事業者は現在、夫婦と子供2人でアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、新築住宅の建築を計画されました。申請地は申請者の実家の近隣であり、今後も実家の協力を得ながら生活基盤を確立したいと考え、選定されました。申請地に一般住宅を建築するため、土地を無償で使用できる使用貸借で、親子間の双方の合意により申請をされました。

申請地は若干傾斜しており、現況盛土部分もあることから、当該部分をすき取り、発生土を敷きならして整地を行います。申請地北側にある溜桝は埋め戻しを行います。その後、木造平家建ての住宅を建築し、自家用及び来客用として車3台分の駐車スペースなどを整備する計画です。工期は許可日から10カ月以内で、施設の利用期間は永年です。

資金調達計画については、土地造成費、建築費及びその他の費用の合計 [REDACTED] 円に見合う金融機関の融資証明書が添付されています。土地造成費については譲受人の母親の資金提供を受けるということで、母親の金融機関の預金残高証明書が添付されています。

被害防除計画でございます。雨水排水については集水桝を設置して、東側道路の既設側溝に放流します。既存の農業施設は現状のまま維持するため、近隣農地への雨水及び土砂の流出、堆積、崩壊等はありません。また、西側の隣接農地境界から3.5m、南側から7.5m離して建物を建設するため、隣接農地への日照、通風等の影響はありません。生活排水については、公共下水道に接続します。上水道については、既設上水道管まで自費で配管工事を行う計画です。

農地区分の法的根拠についてご説明します。申請地はJR赤碕駅のすぐ北西側に位置しており、300m以内に駅、市町村役場、インターチェンジ等の施設がある農地であることから、第3種農地、許可根拠規定は「原則許可」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号2番、農地の所在は大字逢束 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は561㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町外の法人です。権利の区分は売買による所有権移転、転用事由は工場の附属棟建設として、工作物設置及び駐車場整備を行うためです。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。

転用事由の詳細です。転用事業者は、鳥取県中部地区を拠点として観光土産菓子の製造販売業を営んでおります。転用事業者は、このたび本社第2工場を再稼働するに当たり、水飴タンクと従業員用の駐車場を建設する必要が生じたため、本社第2工場に隣接する申請地を活用し事業の拡大向上を計画されました。このほど双方の合意により売買が決まっ

	<p>たことから、申請をされました。</p> <p>申請地は表土を30cmすき取り、砕石を30cm敷設し、転圧して整地を行います。舗装は実施しません。工期は許可日から6カ月間で、施設の利用期間は永年です。</p> <p>資金調達計画については、土地買収費■■■■■■円、1㎡当たり■■■■■■円、土地造成費及びその他費用の合計■■■■■■円に見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。</p> <p>被害防除計画でございます。雨水については基本的に地下浸透で、浸透過多の場合は西側道路側溝に放流します。申請地西側の道路との境界にフェンスを設置し、砕石を敷設、転圧するため、隣接地への雨水及び土砂の流出、堆積、崩壊等はありません。</p> <p>農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地は、宅地化の状況が住宅、公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であることから第2種農地、許可根拠規定は「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>現地確認に行ってもらっていますので、現地確認の報告をお願いいたします。</p>
丸山委員	<p>そうしますと、現地確認のご報告をさせていただきます。</p> <p>最初の申請番号1番です。4月7日に、私と入江委員、事務局の岩本補佐の3人で現地確認を行いました。場所は説明があったとおり、赤碕駅前の周辺を宅地に囲まれた場所です。北側、西側、南側が住宅地、東側が町道に接しております。現地は長年耕作されておらず、雑草が生えていました。申請地は転用残地となる農地に影響しないよう離して建物を建築し、雨水を東側の町道側溝に流すなど、緩やかに水を流す措置を計画しておられます。こうしたことから、転用はやむを得ないと感じました。</p>
	<p>申請番号2番です。同日に、私と入江委員、地区担当の前田委員と事務局の岩本補佐の4名で現地確認を行いました。場所は、国道9号線と県道大栄赤碕線の間■■■■集落の宅地と、■■■■株式会社の工場に囲まれた場所にあります。北側、東側、南側は宅地、西側が道路に接しています。申請地は現在は耕作されていませんでしたが、機械ですいてありました。申請地以外に隣接する農地はないので、転用はやむを得ないと感じております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりました。</p> <p>皆様の方でご意見、質問がありましたらお願いいたします。 (安谷委員より挙手あり)</p>
安谷委員	<p>申請番号1番で、写真を見てですけど、これは質問ですが、何か井</p>

議長	戸のようなものとか、柵のようなものがあるのですけれど、これは何ですか。それと、4番の写真の、これは側溝ですかという確認です。
事務局	事務局なり現地確認で分かる方は、どちらでもいいですが、説明してください。
事務局	申請地の農地には井戸がありましたが、申請地の一部がこのたび転用申請ということで、申請地はその井戸の手前までを転用ということで、残地の農地として残るところに井戸があるということになっております。
安谷委員 議長	4番の写真ですけれども、それは町道の縁石になります。側溝は町道の東側になります。 そしたら、側溝に流すって言われたので、ここまで流すのですか。けど、全部ならだけど一部だけなので、一部だったら写真で赤い線で囲むとか、何か印刷できないのかな。
事務局	町道の側溝が東側にありますけども、申請地の一番南端に雨水の集水柵を設置し、そこから道路を渡って、道路側溝の方に流すという計画になっております。
議長	写真を見て、左なのか上なのか下なのかという説明をした方がよいのではないかと、どこに側溝があるか分からない。
事務局	4番の写真でちょっと分かりづらいのですが、写真の右側が道路側溝の方角になります。右側に宅地が写っておりますけど、その手前に側溝が走っているということになります。
議長	よろしいですか。写真4番のところの住宅が見える方、道路の右側に側溝があるということです。分かりましたか。 その他に質問ありますか。 (質問等なし)
事務局	ないようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
事務局	ありがとうございました。全員賛成ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。 続きまして、議案第3号 非農地証明申請について、事務局の説明をお願いいたします。 お手元の議案書は10ページ、説明図は11ページから17ページをご覧ください。 議案第3号 非農地証明申請について、農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。 申請番号1番、申請人は琴浦町内の個人です。農地の所在は大字上伊勢、登記簿地目は畑、現況地目は山林原野。面積は

1, 098㎡で、判定地目は山林原野です。

申請事由の概要です。申請地は昭和50年頃まで耕作地として利用していましたが、以降は耕作を放棄している状態です。長期間にわたり放置状態となった結果、現在は雑草や雑木が繁茂し、自然荒廃による原野化が進行しており、現状において農地として利用することは極めて困難であるというものです。

非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然壊廃した土地で、農地への復旧が困難な土地と考えます。

申請地は農用地区域外に位置していること、原野化してから20年以上たっており、農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上、特に支障はないと判断しました。

申請番号2番、申請人は琴浦町内の個人です。農地の所在は大字倉坂[REDACTED]、登記簿地目は畑、現況地目は山林原野、面積276㎡。申請地は外に3筆あり、3筆の合計面積は1,022㎡で、判定地目は山林原野です。

申請事由の概要です。申請地は平成17年に植林し、成長して山林となり、現在に至るといいます。

非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は人為的な壊廃地で、転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき、他法令による許認可を受けているか、または受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と考えます。

申請地は農用地区域外に位置していること、山林として利用してから20年以上たっており、農地への復旧は不可能と認められることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上、特に支障はないと判断しました。以上でございます。

現地確認行ってもらっていますので、現地確認の報告をお願いいたします。

非農地証明の報告をさせていただきます。

最初のほうの上伊勢の分です。申請番号1番、4月7日に、私と入江委員、上伊勢地区担当の池山委員、事務局の岩本補佐の4名で現地確認を行いました。

場所は[REDACTED]団地の北側の農地で、宅地と加勢蛇川に囲まれた農地です。北側は農地、西側は道路、南側は宅地、東側は水路に接しております。現地は説明図の写真のとおり、加勢蛇川と道路、宅地に挟まれた小集団の農地で、周囲の農地も耕作放棄地となっておりました。長年耕作されておらず、雑草や雑木が生い茂り、原野状態となっていること

議長

丸山委員

	<p>を確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。</p> <p>倉坂のほうです。申請番号2番、同日に、私と入江委員、倉坂地区担当の松本委員と、事務局の岩本補佐の4名で現地確認を行いました。</p> <p>場所は、字■■■■が■■■■集落の南側の東伯中央広域農道及び■■■■と■■■■団地の中の農地で、北側は農地、東側と南側は山林、西側が道路に接しております。字■■■■が■■■■集落の南側の倉坂川と山林に囲まれた場所です。竹藪に丸がして、説明図が載っております。</p> <p>現地は説明図の写真のとおり、■■■■が周囲を山林に囲まれた場所で、木が大きく成長しており、山林として利用されてきました。字■■■■、倉坂川と、周囲と山林に囲まれた場所で、近づいて行ってみようと思ったのですが、なかなか荒れておりました近づくことができず、遠くからここだろうな、近づけるところまで近づいて行って確認をしております。雑木や竹が生い茂っており、山林として利用されてきました。植林されたということですが、雑木や竹に負けて、現在は植林された木が1本、2本、残ってるかなというような感じでした。長年にわたり、農地として利用されていない状況を確認しましたので、非農地と認めてもよいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明及び現地確認の報告が終わりました。</p>
安谷委員	<p>皆さんの方で質問等がありましたらお願いいたします。 (安谷委員より挙手あり)</p>
事務局	<p>申請番号1番の写真を見てですけれども、木が生えてるのは今回の範囲に入っていない部分なのかっていうことと、山林原野の基準ってのはどの程度なのかっていうのを確認させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>3番の写真の向こうの、木が生えてるのは入っていないってことですか。</p>
事務局	<p>3番の写真で木が生えているところは、北隣の隣接農地になります。申請地はどこなんですか。</p>
事務局	<p>竹が生えている所の手前までが申請地です。</p>
安谷委員	<p>山林原野という地目は、何が基準で山林原野になりますかっていう質問です。</p>
議長	<p>地目は、何になってますか。現況主義なので、台帳が山林原野になっていても、畑ということなら、畑になっていると思う。それを今回、非農地にするということは、どうなるのですか。</p>
事務局	<p>登記簿上は畑になってますけども、申請者は、現況地目は原野ということで申請されて、現地確認をしてもらって、原野ということで提案させてもらっています。</p>
安谷委員	<p>ちょっと質問させてください。本人の希望が山林原野っていうことで</p>

<p>議長</p>	<p>すけれど、現況、登記簿上は、こういうのを山林原野って言わないので、そこが非農地証明のときとイコールになるのか、違うのかっていうのが、私は判断がちょっと分らないです。登記簿上はこれは山林原野にはならないです。</p> <p>登記するときの地目には、これは山林原野にはならない。</p> <p>いや、農業委員会に申請が出て、農業委員が3人以上で現地確認して、これは非農地でもよいということになれば非農地になる。それから、地目変更登記してもらおうということです。</p> <p>これの上伊勢地区担当の池山委員、どうなのですか。ここの場所は感じとしてどうなのですか。</p>
<p>池山委員 安谷委員 池山委員</p>	<p>もうずっと作ってないし、作り手が……。</p> <p>雑種地だから、固定資産税が上がるだけ。</p> <p>多分作り手は出てこないだろうなっていう感じです。毎年農地パトロールで通ってますけど、ずっと作り手はいないし、耕作条件が非常に悪いので、多分、今後も作り手はいないだろうなというのが第一印象で、原野か雑種地って言われたら、雑種地のほうが近いのかもしれませんが、作り手がとにかくこれはいないだろうなっていう感じです。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>そのほかご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(潮委員より挙手あり)</p>
<p>潮委員</p>	<p>利用状況で言っているが、写真で見ると、原野化して、雑木が生い茂ってるという状況ではないような気がします。</p>
<p>議長</p>	<p>時期的に、今は割合、普段荒れていても、きれいになる。雪で押しえられて、草は枯れているということがある。その中で、これをずっと農地にして、調査して、誰か作ってもらえればよいが、作ってもらう人がいないと、今、池山委員の方からもあったけれど、そういった状況の中で、どうした方が一番最適になるかというところの判断になると思う。</p> <p>(安谷委員から挙手あり)</p>
<p>安谷委員</p>	<p>現況地目を雑種地っていうのは、こちらでは言えないものなんですか。</p>
<p>議長</p>	<p>こちらでは、雑種地でなくて非農地という判断になる、非農地証明だから。</p> <p>あとはどうなるのか事務局。それは税務課が判断するのか。</p> <p>(三浦委員から挙手あり)</p>
<p>三浦委員</p>	<p>ここに出ている。判定地目に山林原野ってしてあるでしょう。この判定は誰がするんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この判定は事務局がしました。ただ、地目変更登記をするとき、非農地証明を出して、実際に登記所が受け付けて、実際、どの地目に判定するかっていうのは登記所の権限です。農業委員会が判定しても、違う地</p>

<p>池山委員 事務局</p>	<p>目として登記所は判断する可能性もあります。 あれはソーラーができるという話で、そんな話をしていた。 恐らく、この土地のことを最初に聞いてきたのは県外の太陽光発電事業者です。ですので、最終目標は一般の、営農型じゃない太陽光発電事業所にして、雑種地にしたいっていうことではないかと推察します。</p>
<p>議長</p>	<p>どうでしょうか、どうですか。 (丸山委員より挙手あり)</p>
<p>丸山委員</p>	<p>現地を確認したときに、もう少しよく見とけばよかったのですが、上伊勢のその場所は、一段下がっておりまして、生えているのがヨシ等でして、将来は太陽光発電設備にということもどうかなと思うような所です。後日、私の畑が近くにあるものですから、ついでに立ち寄って、もう一回見ましたら、雨が降ったような日には、しるくて足がはまるような、ちょっとじるじるの所なので、農地の借手は恐らく出てこないだろうし、非農地証明で申請されたのだったら、非農地証明を出しても仕方ないのかな、もうこれは借手がないかなというようなことを、もう一回、雨が降ってから確認したらじるじるなので、ヨシも生えているし、今はまだ草が枯れてきれいですけど、相当高いヨシがどうも生えそうだなと思って、見て帰りました。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 (小前委員より挙手あり)</p>
<p>小前委員</p>	<p>これは先回の非農地証明、2月の[]の所と同じ筋です。申請地の200m北側っていうか、500mもあるのか。同じ通りで、土手の隣で、じるくて、なかなか作りにくいところで、先回もこういう事案があったと思うので、多分同じ件だなというふうに思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>(三浦委員より挙手あり)</p>
<p>三浦委員</p>	<p>以前に審議されたと思うんですが、山川の非農地証明が出たと思います。これも太陽光発電施設をするということで、皆さんから、写真を見たら、これ、非農地証明ができるだろうかということは出たと思うんです。それでも非農地証明の許可をしたと思うので、そういうことであれば、これも問題ではないなと私は思います、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 さっきも言ったように、やっぱりこの農地をどうしたら一番いいのかということを考えないといけないということがあって、農地を守るのが農業委員の仕事なのだけれど、守る、守ると言っても、もう作り手がない、どうにもならない所はやはり有効に何かに使ってもらうのも大事なことで、いろいろ意見をいただきましたけど、採決に移ります。</p>
<p>安谷委員</p>	<p>(安谷委員より挙手あり) 判定地目だけ事務局が決められるっていうことであれば、雑種地っていうことを提案するのはできるのでしょうか。</p>

<p>議長 安谷委員 議長 事務局</p>	<p>それはできない。農業委員会ができるのは非農地だけです。 ここが決めたって言われた。 そこまではできない。 実はこの非農地証明申請書に、申請者の方は現況を最初雑種地って書いてこられました。ですけど、雑種地っていうのかどうなのか、現場の写真を見てみたら、雑種地なのか原野なのか、少し判断に迷うようなところもありまして、現地確認をしてきた事務局の職員に尋ねましたら、特に何か土が入ってあるわけでも、人為的な壊廃地ではないと、何か真砂土が入るととか、礫が入るととか、そういうものではなくて、作れずにヨシ、アシが生えてしまって、先ほど丸山委員もおっしゃられたように、雨が降ったらしるいところですよというものであれば、農業委員会の判定地目としては原野ということでご提案をさせていただいたのですけれども、議決を採られる際に、判定地目を事務局の提案のとおり原野にしてよいか、もしくは雑種地に変えたほうがいいのかっていうことも併せて採決を採られてもよろしいのではないかと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>だけれど、地主がその辺は判断するところでないかなと思う。地籍調査で、中山の地域だったけど、この場所、地目をどうされますかって聞かれて、雑種地にします、山林にしますって答えた。やはり地主が言うことじゃないかなと思っている。農業委員会は、非農地でいいかという判断だけすればよいと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業委員会が申請者に、非農地証明の証明書というのを出すのですけれども、登記簿地目と判定地目と両方書くことになっています。でも、その内容にもし疑義があれば、その地目変更登記をするときに、登記官がこの土地は疑義があるということであれば、登記官がご自身で現地を調べに行かれて、農業委員会が判定した地目とは違う地目で、地目変更登記をされる可能性はあるかもしれません。</p>
<p>議長</p>	<p>だから、その中で、今事務局が言ったように、農業委員会で山林原野で許可しますとか、雑種地で許可しますと決めないいけないのか。非農地証明だけで済まないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地でないことを証明するというふうに証明書には書いてあるんですけど、この判定地目っていうのも書くようになってるという様式ですので、その判定地目の判定に、この総会の中で原野がふさわしいという意見と、今、雑種地がふさわしいというご意見、2つのご意見をいただいていますので、それについては総会の中で、どちらがふさわしいかというのを決めていただくことについてはやぶさかではないかなとは思いますが。非農地だということについては、恐らく皆さんの中で共通認識が形成されつつあるのではないかと思いますけれども、農業委員会がその許可書を出して、その許可書の中に判定地目を原野と書くのか、雑種地と書くのかということについて、事務局の裁量にらせていただけるとい</p>

<p>議長</p>	<p>うのであれば、事務局は、事務局の提案したとおり山林原野と書きますし、いやいや、内容は雑種地だからというご意見がある以上は、どの地目にするべきかというのを総会で決定していただくというのも採決の一つの方法であるかなとは思いますが。</p> <p>だけれども、現地を見ているのは現地確認の委員と、その担当の地区の委員さんだから、その人たちの、2人の判断というのはつらいところがある。</p> <p>(村上委員より挙手あり)</p>
<p>村上委員</p>	<p>さっきから言われるように、農地ではないということには賛成です。あと、判定地目ですが、これ見るに、時期的に雪に押されて、カヤっていいのか、ヨシがみんな倒れて、きれいなように見えますが、夏場になるととんでもない高さまでなると思いますし、それと、これ見ると、まだ木が残っとりますよね。あくまで原野っちゅう感じで、山林とまではいかないけど、原野っていう形です。これ多分、さっきありましたように、将来的に太陽光発電というような構想があるんだったら、木が生えた原野のままの状態ではなかなか設置業者も遠慮する可能性があるので、せめていつでも着手できるように木だけは切っという感じと、それとかこれぐらいまで片づけてあるというふうに僕は捉えます。まだ残っとる木が周辺にありますよね。</p>
<p>議長 村上委員</p>	<p>これは別の家です。</p> <p>いや、少し切り忘れみたいなのが生えています。元はこういう状態ではなかったでしょうか。そういう話があつてから、雑木を切られたというふうに僕は見ます。ですから、このままの状態ならあと一、二年すれば、また完璧な原野になるようなふうに取ります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それで、山林原野って書いてあるけれど、事務局はこういった判断だったということですね。</p> <p>ということですが、皆さん、分かりましたかね。</p> <p>それでは、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>非農地証明申請の1番、2番、併せて採決を採ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ということですので、許可することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてということで、関係の委員の方がおられます。私と、幅田委員、秦野委員は退席をお願いいたします。</p> <p>私が退席しますので、中本職務代理に議長を代わりますので、よろしくをお願いいたします。</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>(福田委員、幅田委員、秦野委員の退席を確認)</p> <p>(中本職務代理者に議長を交代)</p> <p>それでは、再開をいたします。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書18ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。</p> <p>初めに、賃貸借権設定の部からご説明します。</p> <p>申請番号1番、農地の所在は大字光好[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は2, 291㎡です。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人で、借受人は認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は10a当たり[REDACTED]円、貸借の期間は令和8年5月1日から令和11年4月30日までの3年間で、再契約、飼料を耕作されます。</p> <p>申請番号2番から、31ページの27番までの26件については、ご覧のとおりです。</p> <p>続きまして、使用貸借権設定の部です。議案書32ページをご覧ください。</p> <p>申請番号28番、農地の所在は大字八幡[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は2, 735㎡です。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は無償、貸借の期間は令和8年5月1日から令和9年4月30日までの1年間で、新規契約、水稻を耕作されます。</p> <p>申請番号29番から46ページの56番までの28件については、ご覧のとおりです。</p> <p>続きまして、農地保全管理事業に伴う所有者と担い手機構の二者契約を行う案件について説明します。議案書48ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、農地の所在は大字尾張[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 044㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は2, 053㎡です。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人は琴浦町外の個人、借受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。借賃は無償、貸借の期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間で新規契約。最初の1か月間で除草作業が行われ、機構・受け手間契約の申請番号1番で担い手に貸付けを行います。</p> <p>続きまして、機構・受け手間契約の部で、農地保全管理事業の除草作</p>
----------------------	--

	<p>業完了後に担い手に貸し付ける契約です。議案書49ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、農地の所在は大字尾張[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,044㎡、申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は2,053㎡です。利用権の種類は使用貸借権です。借受人は琴浦町内の個人で、認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構と借受人との契約となります。借賃は無償。貸借の期間は令和8年6月1日から令和13年4月30日までの4年11カ月間で、新規契約。水稻を耕作されます。</p> <p>以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上でございます。</p>
中本委員	<p>説明が終わりました。</p> <p>ご意見を求めます。意見のある方。ありませんか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>質問等が無いようですので、異議なしということで終了します。</p> <p>休憩します。</p> <p>(休憩)</p> <p>(福田委員、幅田委員、秦野委員の復帰を確認)</p> <p>(福田会長に議長を交代)</p>
議長	再開いたします。
事務局	<p>続きまして、議案第5号 所有者等を確知することができない農地の公示について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>お手元の議案書50ページをご覧ください。本議案は所有者不明農地制度によるもので、所有者が誰も分からない場合に公示することで利用権設定ができる制度になり、制度の流れを53ページに載せております。</p> <p>議案第5号 所有者等を確知することができない農地の公示について、農地法第33条第1項に規定される「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当し、遊休化のおそれがある農地について、同法第32条第2項において準用する同条第3項の規定に基づき、所有者等を確知することができない農地として公示することにつき、意見を求めます。</p> <p>農地の所在は大字杉地[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田。面積は3,433㎡です。所有者は琴浦町内の個人で、令和4年に死亡されています。本件所有者は、昨年9月の総会で、議案第23号の所有者等を確知することができない農地の公示についてで審議していただいた所有者と同じ所有者になります。</p>

<p>議長</p>	<p>公示の経緯ですが、対象農地は所有者が令和4年に死亡し、相続登記が行われてなかった土地であります。現状は、琴浦町内の法人が荒廃しないよう耕作を行っております。対象農地は基盤整備された優良農地であり、現在の耕作者が正式に手続を行った上で引き続き耕作することを希望されたため、所有者不明農地制度の手続に着手することとしました。</p> <p>所有者の探索の結果、52ページの相続関係図のとおり、所有者の相続人として兄弟2名を確認しましたが、相続放棄されたとの情報があったため、令和7年7月1日付で相続放棄の照会を鳥取地方家庭裁判所倉吉支部に実施した結果、2名とも相続放棄されていたことが確認できました。</p> <p>53ページをご覧ください。この公示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申立てがなかった場合には、農地法第41条に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構にその旨の通知を行います。当該公示に係る農地について、鳥取県知事の裁定及び公告が行われますと、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構への利用権設定が行われることとなります。</p> <p>以上の所有者等を確認することができない農地の公示を行うに当たり、農地法第32条第2項において準用する同条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。そうしますとこの公示について農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ということですので、公示することと決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について、別紙がありますので、そちらをご覧ください。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>別紙の資料、こちらになります。お手元にごございますでしょうか。</p> <p>議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について、農業委員会等に関する法律第37条に基づく農業委員会事務の実施状況の公表を行うため、別紙の令和8年度最適化活動の目標の設定等の公表の承認について、本委員会の承認を求めます。</p> <p>これは農業委員会等に関する法律第37条に基づいて、農地利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について、毎年公表することが義務づけられており、令和10年度を目標年度とする琴浦町農地等の利用の最適化の推進に関する指針を具体化するため、今年度の目標を定めて、町のホームページに公表する必要があるためです。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。まず、I「農業委員会の状況（令和</p>

8年4月1日現在)」について説明します。1の「農業委員会の現在の体制」については、現在の体制を書いています。

2番の「農家・農地等の概要」については、左と中の経営体数と農業者数については、農林業センサスの数字を使っています。本当は2025年の数字を使いたいところですが、市町村別の数値が公表されていないため、2020年のデータを載せています。右側の「経営体数」については、町の農業の担い手である個人及び法人の数で、農林水産課が毎年報告しているものを引用しています。

一番下の「耕地面積」の表の数値は、農林水産省が毎年行っている「耕地及び作付面積統計」の最新の調査に基づくものです。令和6年度の方よりも畑が10ha減少しています。

続きまして、2ページをご覧ください。Ⅱ「最適化活動の成果目標」でございます。①現状と課題について、管内の琴浦町内の農地面積2,570haに対し、これまで担い手に集積された面積は1,139.8haで、集積率は44.4%でした。

②番の今年度の目標については、今年度末の集積目標面積を1,168ha、そのうち新規集積面積は28haで、集積率の目標は45.4%を目標としています。この考え方は、「琴浦町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」で設定された令和10年度までの目標とする集積率43.8%、集積面積1,170haに対して、目標到達までに必要な面積を令和10年度までで割り振った面積として28haという数字を上げています。

次に、(2)遊休農地の解消についてです。

①現状については、これは去年行っていたきました農地パトロールにより判明した遊休農地面積、全体で136ha、うち緑区分が106ha、黄区分が30haでございます。

②目標のア 既存遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積52.8haを5で割った数字、これを今年度の遊休農地の解消目標面積としています。

bの黄区分の遊休農地の解消については、令和3年度利用状況調査における黄区分の遊休農地面積3.8haをどのように解消していくか、工程表の策定方針とともに載せています。

次に、イ 新規発生遊休農地の解消については、解消目標面積を12.2haとしています。これは、去年の農地利用状況調査で判明した新規の緑区分遊休農地面積12.2haが目標面積となります。

続きまして、3ページです。(3)新規参入の促進の①現状については、直近の令和5年度、6年度、7年度の新規参入者の経営体の数と新規参入時の経営面積を記載しています。なお、このデータについては、親元就農の方は対象外となっています。令和5年度の新規参入者の面積がゼ

ロ h a であったのは、プロイラーでの新規参入であったことから農地を必要としなかったためでございます。

②の目標についてですが、直近3年間の利用権設定、農地法3条による権利移動面積の合計面積の3年間の平均を取ったら181.5 h a でした。その10分の1の面積を目標面積としなさいという立てつけがありますので、18.1 h a としています。これについては、毎月の協議会の農地出し手情報の面積をこれに充てるということにしていますので、毎年目標はクリアしています。

大きな2番の「最適化活動の活動目標」ですが、これについては委員の皆さんが最適化活動を行う日数目標について、お一人当たりの活動日数を一月に8日、最適化活動の委員の人数は委員さんの数で25人となっております。ですので、1か月間のうちに活動記録は8回以上書いてくださいということになります。委員の皆さんの重要な任務、毎月の総会の唱和をしていただくんですけど、その中で、私たち農業委員会の最も重要な任務、「農地利用の最適化活動、」すなわち「使える農地を、使えるうちに、使える人に使ってもらう」ために現場活動を行っていただいているものです。担当区域の農地の見回り、利用権設定の更新の書類を持っていく、遊休農地の発生防止や解消のために地元で井手さらえや草刈りをする、地域で農業関係の話合いに参加したり、住民へ参加しないよってという呼びかけをしたりする活動をお願いするものです。

そして、もう一つ重要な活動として、いわゆる農業委員は地域の「よろず相談」農地の貸し借りや売買や困り事の相談に乗るという、農家から聞いた困り事の相談に対応する、そのことを役場や改良区などに解決に向けた打合せをする、こうした活動を月に8回行っていただいて、その内容を活動記録簿に記入して、提出していただくことをお願いするものです。1回の活動が5分でも10分でもいいので、8回、必ず記入をお願いします。

次に、(2)活動強化月間の設定目標については年間3回以上の目標設定が必要になりますので、農家相談を月に2回行う、12月、1月、2月を設定しています。

(3)の新規参入の相談会への参加目標は15回、これは年間の農家相談の実施回数を取り上げています。

説明については以上でございます。皆様のご審議の上、承認が得られました場合は、町のホームページに公開する予定です。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。皆さんのほうで何かご意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(質問等なし)

議長

<p>丸山委員 議長</p>	<p>ないようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり承認することと決定いたします。</p> <p>続きまして、その他に移ります。まず最初に、農家相談の報告をお願いしたいと思います。4月7日火曜日、丸山委員、入江委員に対応していただきました。</p> <p>丸山委員のほうから報告をお願いいたします。</p> <p>(農家相談1件報告)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>その他で、農地流動化交付金についてということで、事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>農地流動化交付金についてですが、認定農家の方に令和7年中に新規及び更新で5年以上の農地を有料で借り受けた場合に交付される農地流動化推進交付金の支払いが4月6日に完了しております。対象者は53名、463筆、285万9,010円となっております。</p> <p>それと、活動記録簿、先ほどありましたけど、最適化のところでありましたけど、いつも活動記録簿を提出してもらっておりますけど、その支払いについてということで、事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>活動記録簿の提出、ありがとうございました。農地利用最適化に係る能率給の支払いを5月18日、支払い予定としております。今年度の支払い予定額は1,643,000円となっております。それを実績に応じて案分して、お支払いする予定になっております。</p> <p>ということですので、5月18日に皆様の口座のほうに振り込みされますので、確認してください。</p> <p>全体通して、推進委員さんのほうで何かありますか。</p> <p>(三浦委員より挙手あり)</p>
<p>三浦委員 議長</p>	<p>昨年の夏頃だったと思います。農地法第3条申請で、水稻を作付するということで、美好地内の田を3条申請で許可をした案件があると思います。それから、その農地、全く構ってありません。それで、もう4月になって水稻も作付するようになって、今現在でも全く構っていないのです。こういうのはちょっといかがなものかだと思います。ですので、農業委員会でも指導するとか、若しくは、町外の方だったので、この方について、その農業委員会でも訪ねられて、指導してもらわんといけないと思います。どういう事情があるか分かりませんが、やっぱり購入されたら管理をするということで、お願いしたいと思います。</p> <p>分かりました。農業委員会の農地委員会会長の名で文書を出します。</p>

事務局 議長	<p>買ったのは、町外の人でしたか。 倉吉市の方です。 倉吉市ですか。 大体分かると思います。■■■■の南側ですね。 事務局、地主の方に、きれいにして、管理してくださいと文書を出してください。</p>
事務局 議長	<p>はい。 その他ありませんか、いいですか。 (質問等なし) そうしますと、以上をもちまして令和8年度第1回の琴浦町農業委員会総会を終了いたします。</p>